

令和8年2月

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課長

令和8年度放課後キッズクラブ入会のしおりの変更点等について

日頃から、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和8年度放課後キッズクラブの入会のしおりについて、既に各放課後キッズクラブを通じて配布を行っているところですが、この度、次の内容について、事業内容の変更等がありましたので、保護者の皆様にお知らせします。

1 夏季休業期間のわくわく【区分1】の運用変更について

夏季休業期間に熱中症警戒アラートの発表があった場合は、校庭等での遊びができず、活動場所も限られており、児童の安全を守る観点から、わくわく【区分1】の利用を休止しています。しかし、近年、夏休み期間の約8割でアラートが発表されており、こどもの体験活動の場の確保が困難な状況が続いています。また、実施の有無が気候に左右されるため、クラブや保護者の皆様にとって予定が立てにくいという課題もありました。

そこで、令和8年度からは、屋内での活動とするなど活動の安全性に配慮したうえで、アラートの発表状況に関わらず、安定的に週1回の実施をするよう、夏休みのわくわく【区分1】の運用を見直します。わくわく【区分1】は、クラブが設定する週1回の活動日に2時間程度ご利用いただけます。

また、週1回の活動日のほか、クラブが特別なプログラムを実施する場合、プログラム実施日についてもご利用いただけます。

【夏季休業日におけるわくわく【区分1】の利用時間】

7年度		➡	8年度
通常日	キッズクラブが指定した 午前の2時間程度		熱中症警戒アラートの発表状況に関わらず 原則、平日に週1回 キッズクラブが指定する2時間程度
熱中症警戒アラート 発表時	利用休止		

※熱中症の予防対策を行ったうえで、キッズクラブへの登下校を行ってください。

※利用日については、キッズクラブからキッズニュース等にてお知らせしますのでご確認ください。

2 こどもの安全をまもる体制づくりへのご協力

児童虐待防止法等に関する法律により、放課後児童健全育成事業所（放課後キッズクラブ）は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、こどもの安全のために守秘義務に優先して、速やかに区役所等に通報する義務が定められています。

こどもの安全を守るため、放課後キッズクラブの虐待の発見や通報へのご理解とご協力をお願いいたします。

※なお、本通知の内容については、令和8年度予算案が横浜市議会において議決されることを停止条件とするものです。

【問合せ先】

こども青少年局 放課後児童育成課

放課後キッズクラブ担当

電話：045-671-4068

メール：kd-houkago@city.yokohama.lg.jp